

ず、深き淵に擲つ。児また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大きく瞻陣りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年微り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子之形と成りて償を微りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の償を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかならず彼の報有らむのみ。所以に出曜経に云はく「他に一銭の塩の償を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を發す時に生める女子舍利を捲りて産るる縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を發し、いまだ其の塔を造らずして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを隨、毎に懷を軫ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懷妊み

て女を生む。左方の手を捲りて産生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嬭時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈び哺育む。やうやく長大るに隨ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舍利二粒有り。歡喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舍利を安きて供養し了りぬ。今磐田郡の部内に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立てて後に、其の子忽に死ぬ。闇に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の息利の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、葉王寺の為に知識を率引、葉

元発育の遅れがみられる。脚で歩くことができないう子を淵に捨てるイメージは、書紀神代の蛭見(三)のイメージに共通するものがある。
 ② 主人公の呼称および其通する「女人」「嬭人」「嬭」「爾母」「母」と変化させている。
 ③ 「すつ」「なげすつ」の表記を「捨」「棄」「投」「擲」などと変化させている。
 ④ 「上巻三十四縁。三」「うだく」の表記を「携」「抱」携と変化させている。

一 上巻三縁。二 中巻五縁。
 三 あと三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格(上巻二十三縁には「乳直とあつた)を想定しているような表現。
 四 他人に負つた債務を返済しないならば、どうして死んだりしようか。返済しないかぎりけつして死んだりしない。五 負債を返済せずに死んだならば、未来世にかならずその報がある。
 六 出曜経・無常品の説話にもつく。諸経要集・挾交部・債負縁所引の文の取意か。

第三十一縁 今昔物語集・十二ノ二に書承。
 七 舍利が納められたのが塔(摩訶僧祇律・三十三)。「塔是取三世仏舍利之宝藏也(下巻三十六縁)」。ハ身骨。ふつうは仏の遺骨をいう。
 八 諸衆生(金光明最勝土経・序品)。ハ未詳。本説話以外に所伝をみない。① 靜岡県磐田市、磐田郡あたり。② 塔を建てる意の表現を「作」
 ③ 「造」(建)「建立」「立」と変化させている。④ 三時期はずれに。高齡での出産をいう。⑤ 肉体の能力および器官。⑥ 因縁があったので、あなたは私のこの子を生んだ。この子をあなたと私との子として育てなければならぬ因縁がある。

前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具体相は述べられない。二次から次へと伝えられていく様子をあらわす語。
 一 上巻三十五縁。

七 天平十九年(高皇)十二月十四日に、伽藍の院内に限り百姓の造塔を許す、という勅統紀がみえる。この勅にいう「塔」が元正太上天皇の太子にかかわつてのものであれば本説話との関係は稀薄だが、元正太上天皇の太子にかかわつてのもでないならば、本説話に関係するところは大きい。聖武天皇は天平勝宝元年(高皇)七月二日に退位。したがって、「聖武天皇御世」に造塔が許された時期はかなり限定される。また、「七重の塔は諸国の国分寺の塔と同じ形である。国分寺には七重の塔が建てられたことは、統紀・天平十二年三月二十四日条、十九年十一月七日条、類聚三代格二三、などにみえる。遠江国の国分寺は本説話にみえる磐田郡に所在したのだが、磐田郡に七重の塔が二基そびえたったのか、本説話が遠江国の国分寺の塔の縁起説話なのか、あきらかではない。ハ未詳。
 六 より高い地位の存在への転生を暗示する。過去世から未来世へとつづく得脱の道程の一段階として、現在世がある。三 原文「願無一段得」。大智度論・三十二「無願不得(原口裕)。

第三十二縁 今昔物語集・二十ノ二十二に書承。
 三 前田家本下巻二十六縁訓釈「息利(伊良之毛乃那里)」。「息利」は、利息、利息を生むこと。「息利酒」は、利息を生む酒、の意。「貸らす」は、貸し与える意。「すらしもの酒」は、貸し与える酒。三 借りる。
 三 和歌山県海南市あたり。 四 和歌山市葉勝